

令和7年度当初予算編成方針を次のとおり決定する。

令和6年10月15日
胎内市長 井畑 明彦

令和7年度当初予算編成方針

我が国の経済情勢については、いわゆるコロナ禍を脱し、雇用・所得環境の改善の動きがみられるものの、円安の影響等により今なお物価は上昇し続けており、当市においても市民生活や企業経営をはじめとした、地域経済に大きな影響を与えていることは疑いの余地がないところである。

市の財政運営においては、これまでも事業見直しなどにより経費の削減に努めてきたところではあるが、老朽化した施設の補修費用の増加、物価や労務費単価の上昇に伴う委託料の増加、少子高齢化や保育・子育て環境の向上等に伴う社会保障経費などの増加が見込まれており、引き続き厳しい財政運営となることが予想される。

そうした中、令和7年度は、令和5年度から継続してきた中条小学校改築事業や防災行政無線設備更新事業といった大規模建設事業の一定の区切りを迎える一方で、生涯学習施設の建設や中学校の統合など、様々な課題を将来的に抱えていることから、引き続き歳出全般に係る見直しを抜本的なテーマとして予算編成に取り組む必要がある。

令和7年度当初予算編成にあたっては、これらのことを踏まえ、「要求基本方針」及び「要求要領」に沿った予算要求をされたい。

なお、特別会計・公営企業会計についても、一般会計と同様の取り扱いとする。

■要求基本方針

各課においては、可能な限り特定財源等歳入の確保を図るとともに、歳出については、物価高騰等による市民生活への影響を十分に勘案し、必要となる公共サービスの提供を確保する一方、創意工夫による事務事業の合理化や効率化を図った上で予算要求を行うこと。

■要求要領

歳出

- 1 国県支出金が廃止・削減された事業については、市においても事業の必要性を検討し、一般財源負担の増とならないよう事業の廃止や縮小などの見直しを行うこと。
- 2 投資的経費（普通建設事業費等）については、後年度の公債費を抑制するため、事業効果、緊急性等を十分検討のうえ真に必要な事業についてのみ要求すること。
- 3 扶助費についても、積算根拠を十分精査し必要最小限の要求とすること。

- 4 会計年度任用職員については人員適正化の観点及び業務量調査の状況によることから、業務量調査で提出した人数、勤務時間等の範囲内で必要最小限の要求とすること。また、勤務時間の縮減や業務委託への移行等も検討すること。
- 5 令和5年度決算において多額の不用額を生じた経費については内容を分析のうえ適切に見積もること。
- 6 委託料等において内容が主に人件費相当額となっているものについては、人件費の額が妥当なものであるか近隣市等他団体の状況なども参考にしながら、しっかりと精査したうえで適切に見積もること。

歳入

- 1 歳入全般については、積極的な見直しを行い財源確保に努めること。
- 2 使用料及び手数料、負担金等については、事業のコストを勘案し、近隣市等他団体の状況も把握しながら、対象や設定料金の水準が妥当であるかどうかの再検討を行ったうえで、適正化と収入の確保を図ること。
- 3 各事業の実施に当たっては、財源確保のため、国、県の補助制度等についての情報を収集し、特定財源の活用に努めること。
- 4 国県支出金を特定財源とする場合は、国、県の制度改正等の動向に十分留意し、歳入が確実に見込めるもののみ要求すること。
- 5 有効活用が図られていない市有財産（土地・建物）の活用を十分に検討し、未利用市有地の積極的な売却や貸付を図ること。

その他

- 1 要求書の提出後も国、県の動向に留意して情報収集を行い、積算額について変更の必要が生じた場合は、速やかに財政課と協議のこと。
- 2 施設の管理委託等については、必要性和契約の方法を十分検討し、委託内容を見直すなど一層の節減に努めたうえで適正な額を見積もること。
- 3 補助金については、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に沿って、その目的、必要性、効果を十分に精査し、廃止や休止も視野に入れた中でゼロベースからの検討を行うこと。
- 4 第2次総合計画を踏まえた予算要求とすること。